

双葉町告示第8号

双葉町こども家庭センター設置運営要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

双葉町長 伊澤史朗

双葉町こども家庭センター設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2の規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うため、双葉町こども家庭センター(以下「こども家庭センター」という。)を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 こども家庭センターは、健康福祉課に置く。

(対象者)

第3条 こども家庭センターにおける支援対象者は、町に住所を有する全てのこどもとその家庭(里親及び養子縁組を含む。)及び妊産婦とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、対象者とすることができる。

(業務内容)

第4条 こども家庭センターの業務内容は、次項各号及び第3項各号に掲げるとおりとする。

2 母子保健機能についての業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること

(2) 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと

- (3) サポートプランの策定及び見直し等に関すること
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整に関すること
- (5) 母子保健事業に関すること

3 児童福祉機能についての業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) こども家庭支援全般に関すること
- (2) 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援に関すること

4 前2項に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業。

(職員)

第5条 こども家庭センターに次に掲げる職員を置く。

- (1) センター所長
- (2) 統括支援員
- (3) その他必要な職員

(関係機関との連携)

第6条 こども家庭センターは、関係機関及び関係者等との連携を図り、円滑かつ効果的な支援を実施するよう努めるものとする。

(守秘義務)

第7条 職員は、職務上知り得た対象者の個人情報及び秘密等を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(資質・技能等の向上)

第8条 職員は、有する資格や知識・経験に応じて、業務を行うに当たり共通して必要となる知識や技術を身につけ、かつ常に資質・技能等を向上させるために努めなければならない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、こども家庭センターの運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 双葉町子育て世代包括支援センター設置要綱（平成31年2月19日双葉町告示第4号）を廃止する。